

二〇一六年度 卒業論文

真宗教学史における因明学の受容過程と展開

— 大瀛 『浄土真宗金剛錍』を中心として —

L 1 3 0 0 8 3

中尾 一声

目次

序論	1
本論	4
第一章 浄土真宗と「因明」の系譜	4
第一節 浄土真宗と「因明」研究	4
第二節 真宗学匠と「因明」研究	5
第二章 『帰命弁』の論理構造	9
第一節 『帰命弁』の構造	9
第二節 『帰命弁』の論理	0
第三章 『金剛錍』の論理構造	2
第一節 『金剛錍』の構造	2
第二節 『金剛錍』の論理―「立量破」論法	3
第三節 『金剛錍』の論理―「顕過破」論法	8
第四節 『金剛錍』の破邪的眞正言論	0
結論	4

【註】

【略号】

【参考文献】

## 序論

江戸幕府は、仏教各宗に対する学問の奨励に取り組みなど僧侶の学事を振興した。その中で、浄土真宗も「学寮」・「学林」等と称された教育機関を設けることになる。そこで「宗乗」に対して、「余乗」で最も一般的に進められたのが仏教の基礎学といわれてきた性相学である。性相学といわれる俱舎・唯識教学の研究は南都において法相宗がその中心であったが、興学の風潮の中で真宗においても研鑽されるようになった。また、唯識の付属学とされる「因明」も、東西二派（大谷派・本願寺派）で学ばれるようになったものである。

真宗教学史上で極めて重要な位置を占める「三業惑乱」という宗義論争は、このような状況の中で起こった。その起因は、宝暦一四（一七四六）年に刊行された功存（一七二〇—一七九六）の『願生帰命弁』<sup>①</sup>（以下、『帰命弁』）を支柱として形成された「欲生正因」・「三業帰命」説である。さらに、後の時代に至っては、智洞（一七三八—一八〇五）によって「三業帰命」の儀則をもって信心獲得とする教学体系が確立された。

しかし、こうした姿勢を受けて、在野の学匠においてはその軌が一となったわけではなく、むしろ批判的姿勢が見受けられる。そのことについて、大原性実氏が、

『帰命弁』に対して第一矢を放ったのは僧樸の門人、泉州の大麟であって、『真宗正偽編』がその駁論の書である。次で第二矢を送ったのが讃岐の大谷派宝厳である。『興復記』即ちこれである。而して最後に精緻なる

論理を以て論鋒堂々完膚なきまでに剔抉して遂に起つ能はざらしめたのが大瀛の『横超直道金剛錘』である。

と述べられるように、各方面の論客から『帰命弁』に対する反駁書が著されてきた。また、井上見淳氏が、

教学史的に見れば、三業派とは批判を受けることで強固な教学を形成していった面を有しているが、対する非三業派の論究はそれを遙かに上回る高精度で先鋭化し、おそらく大瀛の『横超直道金剛鉈』をもってそれが頂点に達し三業説はやぶれた<sup>6</sup>。

と指摘されているように、各方面の論客の中、『帰命弁』に対する随一の反駁書が大瀛（一七五九—一八〇四）の『横超直道金剛鉈』であろう。

そして、本稿で取り上げる『横超直道金剛鉈』の初稿本については、大瀛門下である道振（一七七三—一八二七）の『行信桑名記』に、

吾苜園ハ護法ノ大丈夫ナリ。身ヲ殺シテ法門ニ従事ス。金鉈ヲ著スルノ夏（寛政九年）。旧痾頻リニ発テ。殆ント死ニナン／＼トスルトキニ。病ニ広陵ノ水楼（苜園居）ニ臥ス。京師ヨリ還ルモノ語テ曰ク。新義マス／＼盛ニシテ蕭牆（内乱）ノ患難ニ。実ニ本廟ノ安危ニ係ルト。コレヲ聞テ憤起シテ病ヲ力テ筆硯ヲ事トス。神氣昏朦倒ントスルコト数回。乃テ人參ヲ口ニシテ著述功ヲハル。後数年ナラズ遂ニ東武ニシテ物故ス。疾病ナ  
ル際ニモ。介爾モ思郷ノ情ナク。一言後事ヲイハズ。一代ノ志ハ。タ、邪説ヲ驅去テ正義ヲ恢復セントス。

と語られている。この大瀛が死力を尽くして著したものが、右にいう「金鉈」、すなわち『浄土真宗金剛鉈』（以下、『金剛鉈』）である。

さて、いまいう大瀛の『金剛鉈』には、精緻なる論理を有したといわれているが、大瀛は如何なる論理展開を果たしたことで、「三業惑乱」に終止符を打ったのであろうか。その論理の根幹こそが、『金剛鉈』の処々に用い

られたとされている「因明」の論理であると考えられる。

そのことを物語るのが、義勇（？——一八二二）の『因明三十三過本作法纂解追難抄』（以下、『追難抄』）に、

於<sub>二</sub>真宗徒<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>似<sub>三</sub>強非<sub>二</sub>急務<sub>一</sub>覺祖有<sub>二</sub>改邪抄<sub>一</sub>存覺師有<sub>二</sub>破邪顯正鈔<sub>一</sub>五帖宝章時<sub>レ</sub>破<sub>二</sub>十劫及善知識秘事等<sub>一</sub>然  
其立破道理極成無<sub>二</sub>執者所<sub>レ</sub>遁<sub>一</sub>所<sub>三</sub>以体<sub>二</sub>達<sub>一</sub>於<sub>二</sub>因明<sub>一</sub>也昔横川僧都親入<sub>二</sub>松室清水玄門<sub>一</sub>伝<sub>二</sub>因明<sub>一</sub>大疏<sub>一</sub>遂造<sub>二</sub>

註釈<sub>一</sub>豈偶爾哉近<sub>レ</sub>就<sub>二</sub>宗意<sub>一</sub>有<sub>二</sub>芸陽苻園之撰者<sub>一</sub>披<sub>レ</sub>之立破精密誰敢問然是雖<sub>レ</sub>未<sub>二</sub>明施<sub>二</sub>三支作法<sub>一</sub>通<sub>二</sub>達<sub>一</sub>此  
道<sub>一</sub>而振<sub>二</sub>金錚<sub>一</sub>之所致也爾者欲<sub>レ</sub>斥<sub>二</sub>邪執<sub>一</sub>安<sub>レ</sub>立正道<sub>上</sub>者不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>学焉<sub>一</sub>。

との文である。つまり、『金剛錚』の論理は「因明」の論式であるところの「三支作法」（「宗・因・喻」）を意図して成立したものであることが示唆されている。

なお、教義論争において「因明」を用いる必要性については、大瀛門下である宝観（一八一二——一八八一）の『因明入正理論疏略量議玄談』に、「為<sub>二</sub>破邪顯正<sub>一</sub>故・為<sub>レ</sub>求<sub>二</sub>一切種智<sub>一</sub>故・為<sub>レ</sub>求<sub>二</sub>勝無碍弁<sub>一</sub>故・為<sub>レ</sub>求<sub>二</sub>一切遍学<sub>一</sub>故・為<sub>レ</sub>解<sub>二</sub>聖教文義<sub>一</sub>故」の五由が挙げられている。この内容と「三業惑乱」という宗義論争を鑑みれば、「因明」の必要性が明確に表わされているといえよう。

そこで、本論では『金剛錚』の批判内容となる「欲生正因」・「三業帰命」<sup>13</sup>に言及しながらも、その批判が「因明」をもって、どのように『金剛錚』で展開されたのかを、特に「因明」の論式である「三支作法」に据わりを置きながら一考を加えたい。

## 本論

### 第一章 浄土真宗と「因明」の系譜

#### 第一節 浄土真宗と「因明」研究

「因明」は、印度の「論理学」に起源を求めることができ、仏教者の基礎学として学ばれてきたものである。大乘經典となる曇無讖訳『大般涅槃經』には、外道の説を「宗・因・喩」の論式を用いて立破していくことで、自説の正当性を明らかにしていくのである。このように、「因明」の論式は他説を破斥して自説の正当性を論証することを目的とするものであるため、主として「論争」・「論義」の場において活用されてきた。

さて、浄土真宗「七祖」中四祖の各、教学思想上にも「因明」に関係する記述が確認できる。まず、龍樹（一五〇―二五〇頃）の『方便心論』・『廻諍論』には「因明」の論式が処々みられる。また、天親（四〇〇―四八〇頃）には「因明」の規則を大成した『論式』・『論軌』・『論心』・『如実論』があったことが伝えられている<sup>16)</sup>。さらに、源信（九四二―一〇一七）の著作には『因明論疏四相違略註釈』が残されている。そして、法然（一一三三―一二二二）について語られる、良忠（一一九九―一二八七）の『決答授手印疑問鈔』には、「至<sup>リ</sup>南都<sup>ニ</sup>遍<sup>ク</sup>学<sup>ス</sup>華嚴三論法相等之宗<sup>ヲ</sup>」（中略）逢<sup>テ</sup>諸宗長者<sup>ニ</sup>一一或蒙<sup>ニ</sup>印可<sup>ヲ</sup>或被<sup>レ</sup>歎<sup>ニ</sup>智德<sup>ヲ</sup>耶藏俊号<sup>ニ</sup>仏陀<sup>ト</sup>寛雅付<sup>ニ</sup>法藏<sup>ト</sup>」<sup>16)</sup>とあって、法然が南都において蔵俊と寛雅のもとで学んだと記されている。中でも、蔵俊（一一〇四―一一八〇）は「因内二明」（因明・仏教）を中心とした碩学として知られており、その「因明」に関する著書は『因明大疏抄』・『因明疏広文集』・『因明四種相違要文』・『因明唯量抄』・『有法差別相違略抄』等が数えられる。

そして、また、浄土真宗の開祖である親鸞（一一七三—一二六三）の事蹟が著されている、真宗高田派の良空（一六六九—一七三三）の『親鸞聖人正明伝』には、

建久二年辛亥<sup>十九</sup>七月中旬ノ末ニ、法隆寺へ参詣ノヨシヲ僧正へ申タマヒシカバ、許サレヤガテ立越テ、西園院覚運僧都ノ坊ニ七旬バカリマシマシテ、因明ノ御学問アリ<sup>二〇</sup>。

とある。また、良空は『親鸞聖人正統伝』で、

十九歳初秋、慈円僧正ニ御イトマヲ乞テ、和州法隆寺へ御参詣アリ。覚運僧都ノ坊ニ、六十余日マシマシ、因明ノ秘奥ヲ研究シタマヘリ<sup>二一</sup>。

等とあつて、親鸞が「因明」の研究に傾倒していたことが語られているのである<sup>二二</sup>。

ここまで、浄土真宗と「因明」との関連性について述べてきたように、「因明」の思想的影響力を浄土真宗の系譜の内に確かめることができる。

## 第二節 真宗学匠と「因明」研究

浄土真宗での「因明」研究は、江戸中期から明治期にかけて頻繁に行われている。そのことは、当時の真宗学匠における「因明」研究の隆盛を示すものといえよう。その背景として、江戸中期では徳川吉宗（一六八四—一七五一）の外書解禁にも象徴されるように一般にも学問が広まったとされている。その中で、仏教各宗も他の思想から教的正統性・社会的有用性等の点から批判を受けたことよって、各宗では自宗義の研鑽が求められた

のである。すなわち、自宗義を護りその義を証明する「論争」・「論義」の場において、仏教の基礎学・各宗兼学の学問として、「因明」が必要とされてきたのである。

明治期に至って「大教校」（現、「龍谷大学」）では、神道・儒教・基督教が考究されて、それに対する破斥の書が数多く出されている。また、「大教校」内典専学部の「学課表」によれば、「宗乘」から「余乘」に加えて、「因明」学が必修として定められている<sup>20</sup>。その上、この時期における「因明」は、中村元氏が「明治の廃仏毀釈の後」に真宗が仏教復興の原動力となっていた<sup>21</sup>と指摘されているように、明治維新による政策の氣勢と異思想とに対応するためから求められてきたものであろう。明治期の「大教校」で「因明」が学ばれた背景には、江戸期の真宗学匠による「因明」研究がある。

そこで、江戸期の真宗学匠による「因明」研究の状況を安居の講義から窺った場合、はじめに、寛延三（一七五〇）年、月灯（不詳）が『因明纂解』を講じていることが確認できる。それに続いて、宝暦八（一七五八）年に広州（不詳）の『因明纂解』、宝暦一〇（一七六〇）年には荃蹄（不詳）『因明纂解』が挙げられている。さらには、慧雲（一七三〇—一七八二）が宝暦一三（一七六三）年に『因明纂解』を講じている。これらの状況は、明らかに江戸期の「因明」研究の隆盛を示すものといえるのである。

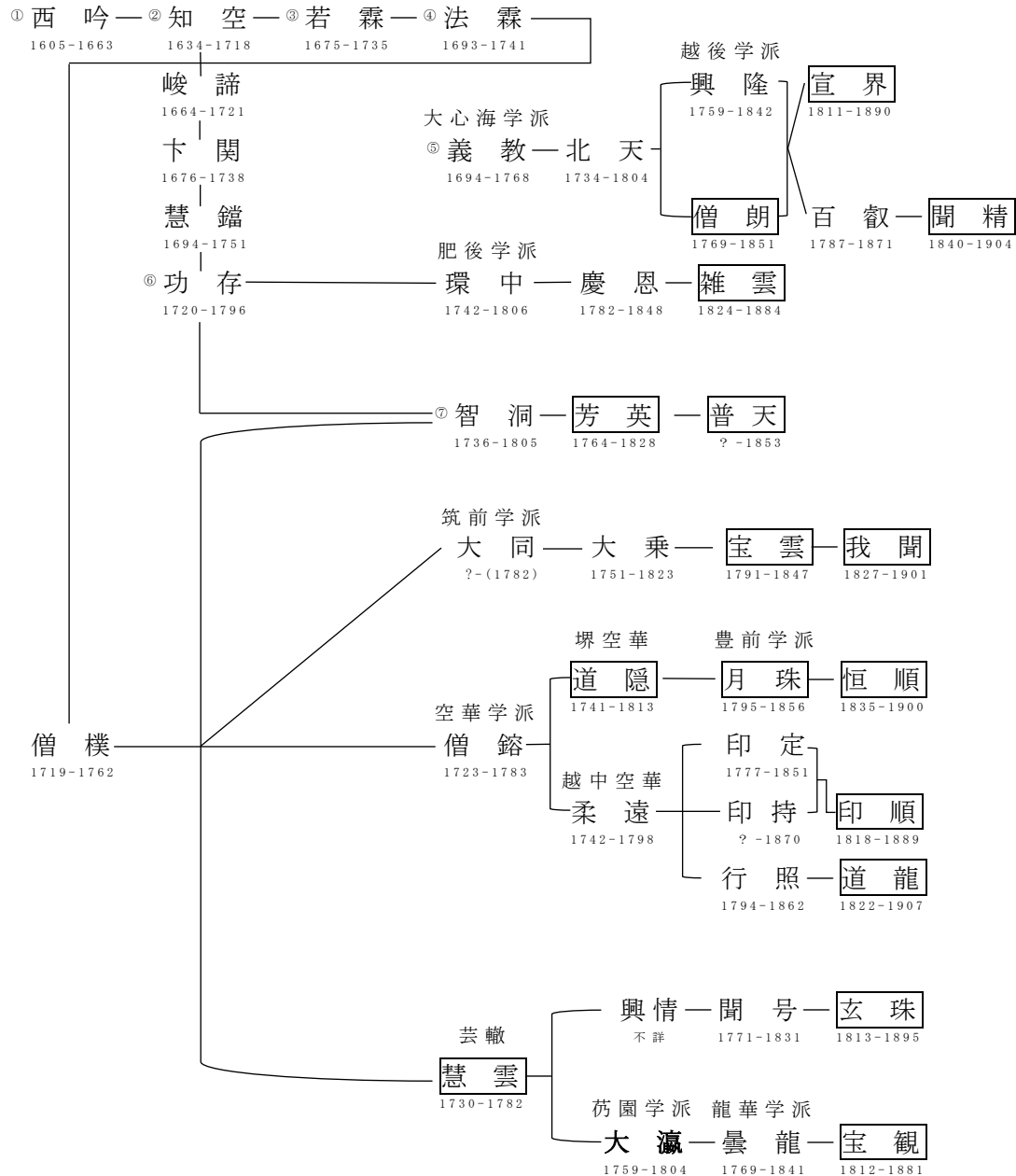
また、道隱（一七四一—一八一三）には『因明入正理論大疏随聞書』がある。これは、寛政六（一七九四）年七月二五日から五七席の席数を重ねての講義筆録である<sup>22</sup>。

右の如く、真宗学匠の「因明」研究者を学派別に配当すれば、次のように図示することができる。



# 真宗学匠因明研究者系譜

※補足：□内の人物は、「因明」に関する記述が確認できる。



[参考]

- ・武邑尚邦「日本における因明研究—特に宝観の研究をめぐって—」
- ・井上哲雄『真宗本派学僧逸伝』
- ・龍谷大学『龍谷大学三百年史』

なお、掲載した関係図は一応の目安として表記しておいたものである。

この図からもわかるように、真宗学匠による「因明」研究の状況は各学派において窺える。

なお、大瀛と「因明」との関係については、『古徳事蹟伝』から確認した場合、大瀛の従弟である僧叡（一七六二—一八二六）の項に、「登京懸席。一年瀛公ト八轉因明ヲ学ビ。互ニ立量問答ス。時人皆曰。瀛公兄トシ難シ。叡公弟トシ難シ。」とある。また、海蔵（一七一四—？）の『浄土真宗僧宝伝』には、

上京懸<sub>三</sub>席叢林<sub>一</sub>。配釋三  
百番地日日聴講。其此南都大道子。講<sub>ニ</sub>唯識于四條薬師堂<sub>一</sub>。日日聞<sub>レ</sub>之。早宿出<sub>レ</sub>宿。前後暇見<sub>ニ</sub>□□<sub>一</sub>。日日多費。是以絶<sub>ニ</sub>葺宕<sub>一</sub>。而遣<sub>ニ</sub>烟管及袋于友人<sub>一</sub>。然講終後又買<sub>ニ</sub>烟草具<sub>一</sub>啜<sub>レ</sub>之。其挙如<sub>レ</sub>此。

一年与<sub>ニ</sub>大瀛<sub>一</sub>聞<sub>ニ</sub>八轉声因明<sub>一</sub>。其暇与<sub>レ</sub>瀛立量問答。人皆云。瀛公難<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>兄。叡公難<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>弟。満席已後在<sub>レ</sub>国。専随<sub>ニ</sub>従深諦院<sub>一</sub>。研<sub>ニ</sub>究宗教<sub>一</sub>。<sup>25</sup>

と語られている。このように、僧叡は大瀛と共に「因明」を学び互いに立量問答したとされている<sup>26</sup>。とはいえ、現存する史料から先行研究等を管見する限り、大瀛と「因明」とを直接に示す内容の確認はし難い<sup>27</sup>。

ところが、大瀛の師である慧雲の遍歴には、

又攀<sub>ニ</sub>登于叡嶺<sub>一</sub>。而通<sub>ニ</sub>曉三諦四教奥旨<sub>一</sub>。到<sub>ニ</sub>于南都<sub>一</sub>。而光<sub>ニ</sub>融俱舍唯識三論等<sub>一</sub>。殊委<sub>ニ</sub>三論<sub>一</sub>。登<sub>ニ</sub>于高野山<sub>一</sub>。聴<sub>ニ</sub>三密無相之奥旨<sub>一</sub>。<sup>28</sup>

とある。且つ、慧雲には五十余部の書物が残されている。また、先の『因明纂解』があることからして、大瀛は各典に亘って精研した慧雲から「因明」の薰陶受けたものと推測される。何れにせよ、大瀛と「因明」とを結ぶ内容は、以下の論稿の過程において確かとなる。

## 第二章 『帰命弁』の論理構造

### 第一節 『帰命弁』の構造

さて、「三業惑乱」の争点は、魏訳『無量寿経』の第十八願文に、「設我得<sup>タラムニ</sup>レ仏、十方衆生、至<sup>シ</sup>レ心信樂、欲<sup>シテ</sup>レ生<sup>ゼムト</sup>ニ<sup>ニ</sup>我國<sup>ガニ</sup>、乃至<sup>チルマデム</sup>ニ十念<sup>ニ</sup>。若不<sup>レ</sup>生<sup>ゼ</sup>者、不<sup>レ</sup>取<sup>ラ</sup>ニ正覺<sup>ヲ</sup>。唯除<sup>ク</sup>ニ五逆誹謗正法<sup>ト</sup>。29」と、この「信樂」と「欲生」とが、討究された上での、見解の相違による二極化から、「三業惑乱」という論争に発展していくのである。

次に、功存が『帰命弁』で論じる所の一例を示せば、

然ハ善知識ノ教ニマカセ身業仏ニ向ヒ合掌敬礼シテ口業ニ阿弥陀如来ワカ一大事ノ後生タスケタマヘト白シ  
心ニ念スルコト口業ノ如クカ、ル出離ノ縁ナキモノヲタスケタマヘト一心ニ帰命スルトキ御タスケ一定ト信  
シテ疑ナキヲコソ今ノ帰命ノスカタトハイフヘシ<sup>30</sup>

とある。すなわち、「後生タスケタマヘ」という「意」があれば、また、「身」・「口」においても表現される「三業帰命」は当然なものであるとしている。

そのことは、『帰命弁』の構成内容からもわかるように、

第一門 「先積ニ名義ニ」

第二門 「正拳ニ相状ニ」

第三門 「通弁ニ道理ニ」

第四門 「明出ニ文証ニ」

第五門 「因引ニ例証ニ」

第六門 「広通ニ妨難ニ」

の「六門<sup>三二</sup>」に分科して、文体を問答形式で組織させている。また、妨難を通ずる第六門にあたっては、十四の問答を設けて「タノム」とは「欲生正因」・「三業帰命」の義相となることを証明していくのである。

## 第二節 『帰命弁』の論理

まず、第一門（「先釈ニ名義<sup>ヲ</sup>」）では、「三業帰命」説の要点を「タノムトイフコトハ、本願ノ三信ヲ統括シテ（中略）三信即一ノ欲生ノ一心開發ヲアラハシタマフスカタ<sup>三三</sup>」と示して、弥陀を「タノム」ことをもって、本願の「三心」を統括する「三即一」―「欲生」の一心開發の相であるとしている。

次に、第二門（「正挙ニ相状<sup>ヲ</sup>」）では、「三業標相」の「帰命」を天親『浄土論』建章四句、「三念門」（「礼拝・讃嘆・作願<sup>ニ</sup>」）によって説明する。

源ト論偈初行ノ三念門ノスカタ他力安心ノ標相ナリ、發起時至リタスケタマフ仏願ヲ聞得テ如来ニ向ヒ合掌  
礼敬シテ、一心ニ阿弥陀如来タスケタマヘトタノミタテマツリ、御タスケ一定往生治定ト疑ナク信シタテマ  
ツルナリ、（中略）因果コトコトク仏回向ノ所作ナレハ、帰命ノ三業モ仏ノ三業ヨリオコリ本願ノ招喚ヨク行  
者ヲシテ安養仏ニ廻願セシム、コレ光明名号ノ力用ニシテ信行融即の相ナリソノ体他力難思ノ三念門ナレハ  
三業モト一体ノ中ニシテ具セリ<sup>三三</sup>

とある。すなわち、功存は『帰命弁』で「三業」というも「凡情故起ノ三業」ではなく「如来回向ノ三業」であるとして、「三業帰命」を他力安心の「標相」として定めたのである。

そして、第三門（「通弁ニ道理」<sup>シテメ</sup>）には、「近来ノ異解ノ如キハタ、法体ノミヲ語ル、カノ薪ノ大火ニ周匝セラ、一辺ニシテ却テ機法趣入ノ法方ヲソシレリコレ宗教ヲ害スルノ甚キナリ<sup>三</sup>」と、薪と燃焼の喩をもって能帰を廢することを自力としている。

また、『帰命弁』では、

名号ヲ行者カ安心トヒラキナスユヘニソノ名号ヲキ、得テタスケタマヘトタノミ其タノミ奉ル一念御タスケ一定ト信セシムルナリ南無ニ具スルトテ行者カ欲生心ヲ廢セハ阿弥陀仏ニ具スルユヘトテ御タスケ一定ト信スルコトモ無用トスヘケンヤ彼カ如クイハ、唯法ニシテ機ニ被ラス譬ハイマタウヘサルタ子ノ如ク印セサル

板木ノ如シ<sup>三六</sup>

と示して、機受の次第は必ず「願生為先」となることを論説している。

このように、「帰命」を「三業標相」の上にあると考えた場合、「欲生」と「三業」とは「帰命」の心相における内容と表現を意味するならば、大円（？―一八〇〇）が『笑盲訣<sup>三七</sup>』で、「三業ヲ離レテ外ニ一念帰命ナシ一念帰命ヲ離レテ別ニ三業ナシ然レハ三業ヲ停止スルハ即一念ヲ停止スルナリ<sup>三</sup>」というように、その内容及び論理は、「願生」をもって「帰命」を正意と定めることに他ならないとしている。つまり、他力安心の「標相」として「三業帰命」説を立てることは、自ずと「信体願相論」に帰結していくものといえよう。

第三章 『金剛鉈』の論理構造

第一節 『金剛鉈』の構造

先に、ここで大瀛が『金剛鉈』で中心とする箇所を整理すれば、次のように組織され集約できよう。

【上巻】**欲生正因批判**

〈過失十条〉 38

第一条…「不<sub>レ</sub>脱<sub>ニ</sub>自力余執<sub>一</sub>失」 第二条…「不<sub>レ</sub>了<sub>ニ</sub>相承宗致<sub>一</sub>失」 第三条…「不<sub>レ</sub>重<sub>ニ</sub>宗祖高判<sub>一</sub>失」

第四条…「不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>三一義趣<sub>一</sub>失」 第五条…「不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>信疑分齊<sub>一</sub>失」 第六条…「不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>欲生義趣<sub>一</sub>失」

第七条…「不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>帰命義趣<sub>一</sub>失」 第八条…「不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>法相宜当<sub>一</sub>失」 第九条…「不<sub>レ</sub>弁<sub>ニ</sub>文義分齊<sub>一</sub>失」

第十条…「不<sub>レ</sub>弁<sub>ニ</sub>通途不共<sub>一</sub>失」

〈四過〉 39

第一過…「破<sub>ニ</sub>斥宗祖<sub>一</sub>過」 第二過…「自語相違の過」 第三過…「誹謗正法の過」 第四過…「断<sub>ニ</sub>絶仏種<sub>一</sub>の過」

【下巻】**三業帰命批判**

〈三業大過〉 所執具<sub>ニ</sub>諸過失<sub>一</sub> 40

① 「就<sub>レ</sub>義觀察」——(1)「観<sub>ニ</sub>大行義<sub>一</sub>」——(2)「観<sub>ニ</sub>聞信義<sub>一</sub>」

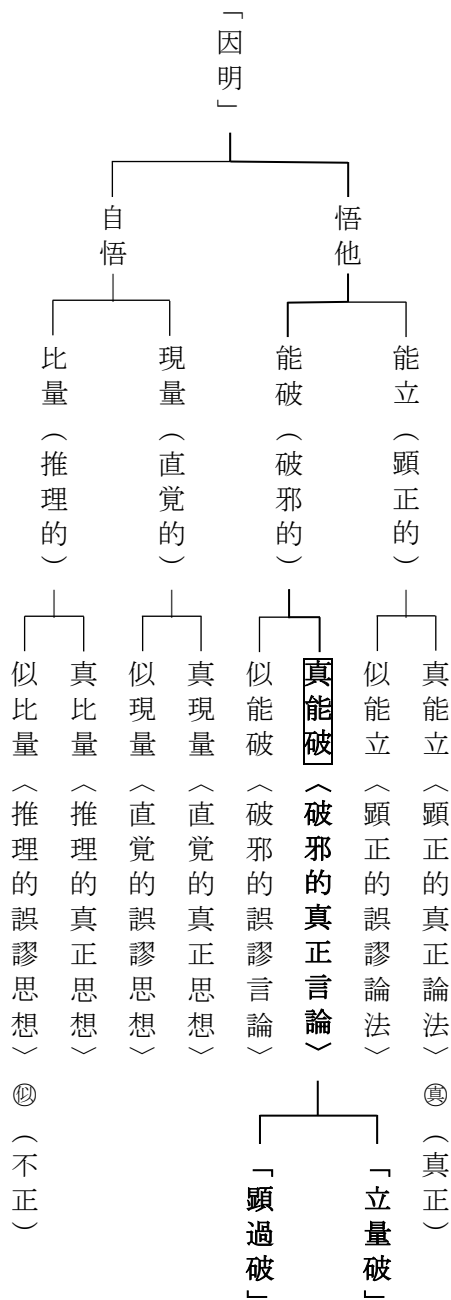
② 「就<sub>レ</sub>文觀察」——(3)「観<sub>ニ</sub>一念義<sub>一</sub>」——(4)「観<sub>ニ</sub>撰取義<sub>一</sub>」

③ 「就<sub>レ</sub>事觀察」——(5)「観<sub>ニ</sub>所被為義<sub>一</sub>」——(6)「観<sub>ニ</sub>本尊義<sub>一</sub>」

右の如く、【上巻】においては（過失十條）を挙げて、各点から批判を加えているわけであるが、とりわけ論争の主要な論点となる第二条・第四条・第五条を挙げる。また、（四過）の中でも「自語相違の過」を中心に取り上げる。次に、【下巻】では（三業大過）について論じていきたい。また、これらが組織されて反駁書の頂点として成立する『金剛錍』の処々には「因明」が用いられていることが確認できた。

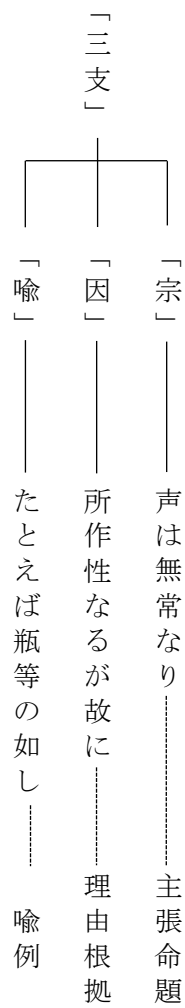
## 第二節 『金剛錍』の論理——「立量破」論法

ところで、その「因明」について付言すれば、「因明」の綱格を簡明に説述した、商羯羅主（四五〇—六三〇頃）の『因明入正理論』（以下、『入正理論』）には、「能立与ニ能破一及似唯悟他、現量与ニ比量一及似唯自悟、如レ是總撰ニ諸論要義<sup>41</sup>。」とある。これらの内容を組織すれば次のように図示することができる<sup>42</sup>。



右の図示の中、ここでは『金剛錍』に用いられる「真能破」について確認したい。「真能破」とは相手の論式（言論）に誤謬あることを発見して、それを指摘するもので「立量破」と「顕過破」との二側面がある。まず、「立量破」は相手の論式（言論）に対して、「三支」（「宗・因・喩」）を立量して論証するものである。また、「顕過破」とは論式の作法を組織することなく、相手の論法（言論）の誤謬を指摘するものである。

その「三支」とは、「宗・因・喩」の三分のみで立量するものであつて例示すれば、



となるものをいう。先に、「宗」は「有法」（主辞）と「法」（賓辞）との二部からなる。つまり、「声は無常なり」の「宗」において、「声」は「有法」で、「無常」は「法」である。これら「有法」と「法」とは「宗依」といわれ、各々の概念が立者である立論者のみならず、相手（反駁者）にも承認される「立敵共許」を必要とする。しかし、「有法」と「法」とが結合した「宗」である命題、すなわち「宗体」は、立論者が新しく立てる主張であるから、立者には承認されているが相手には未だ承認されていない「立敵不共許」を必要とする。次に、「因」は「宗」を相手に承認させる根拠であるから、「立敵共許」でなければならず、例えば「声は無常なり」で示されるならば、「所作性」の「因」は「声」の上に認められることとなる。つまり、「因」は「宗」の「有法」と「法」との



結合を果たす媒概念となるものである。そして、「喩」は「因」と同様に「立敵共許」であることを必要とするもので、これから論証しようとする主張の「法」とおよびその理由根拠「因」との同類である喩例の意味をもつ<sup>43</sup>。

すなわち、「宗」の主張命題に対する実例であり、この右に例示した場合の「三支」は「瓶等」をいうものとなる。はじめに、大瀛は『金剛錍』—【上巻】において「欲生正因」説について批判していく。そこで、まず大瀛は「立量破」の論法によって「欲生」が「信樂」に擬在することを「三支作法」を用いて、

此中立<sub>レ</sub>驗、<sup>①</sup>（宗）汝執する欲生心は応<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>他力回向心<sub>一</sub>、（因）離<sub>二</sub>信樂<sub>一</sub>別有故諸離<sub>二</sub>信樂<sub>一</sub>別有者見、非<sub>二</sub>他力回向心<sub>一</sub>、（喩）如<sub>二</sub>自力<sub>三</sub>信心<sub>一</sub>、諸他力廻向者、皆非<sub>下</sub>離<sub>二</sub>信樂<sub>一</sub>別有<sub>上</sub>、如<sub>二</sub>『真實信文類』所詮諸名<sub>一</sub>、皆是四法中信所撰故、如<sub>レ</sub>是驗知するに汝信樂の外、別に存する欲生是れ増上と執せば、即ち是れ自力策励の欲生なるを、妄情計度して増上と謂ふ耳、如何ぞ報土の真因を成ぜん、今復立<sub>レ</sub>驗、<sup>②</sup>（宗）汝欲生の一念は応<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>報土<sub>一</sub>因<sub>一</sub>、（因）自力自策故<sub>（喩）</sub>如<sub>二</sub>雜行等<sub>一</sub>、報土正因必非<sub>二</sub>自力自策<sub>一</sub>、如<sub>二</sub>他力信樂<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>是驗知、汝等不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>仏甚哀憫すべし<sup>44</sup>。

右傍線の各①・②において、「三支作法」によって「欲生正因」批判を展開していくのである。

次に、大瀛は〈過失十条〉の中、第二条（「不<sub>レ</sub>了<sub>二</sub>相承宗致<sub>一</sub>失<sub>二</sub>」）で、

二には不<sub>レ</sub>了<sub>二</sub>相承宗致<sub>一</sub>とは、何らか相承の宗致とする、謂く、信心為本是れなり、故に蓮宗主の曰く「祖師聖人御相伝一流の肝要はたゞこの信心ひとつにかぎれり、こゝをしらざるをもて他門とし、これをしれるをもて真宗のしるしとす」と、今汝等妄情の欲生一心を策起し以て報土の真因に擬し、高祖の「報土真因信樂

為「正」の判を見ること土芥の如く、諸の信樂為正を述するものを見ること仇讐の如くす、豈に他力の宗致を了せざるに非ずや、真宗印璽いづくにかある、此中立レ驗、③（宗）諸捨ニ信心為本一者、非ニ他力真宗徒一（因）不レ順ニ祖師相伝実義一故、（喻）如ニ鎮西徒一、又④（宗）諸執ニ欲生帰命一者、不レ得ニ真土生一、（因）非ニ他力真宗一故、（喻）如ニ方便諸機一、又⑤（宗）汝欲生帰命非ニ報土真因一、（因）是自力故、（喻）如ニ定散諸機三心一、又⑥（宗）汝欲生之果不レ得ニ華開即見仏一、（因）信心不ニ清淨一故、（喻）如ニ余疑惑者一、今汝等に告ぐ、自身は現是罪惡生死の凡夫、曠劫以来常に没し常に流転して出離の縁あることなし（還ニ来生死輪転家一、決以ニ疑情一為ニ所止一）而して今希に不可思議の誓願に遇ふことをえたり、云何ぞ早く信心を取りてこの長歎を免れざる、生死事大無常迅速なり、改過を憚りて躊躇すること勿れ<sup>45</sup>。

と示して、『帰命弁』が主張する「欲生正因」説に対して過失があることを指摘している。

そこで、第四条（「不レ知ニ三一義趣一失」）では、機受には「三即一」―「信樂」であるべき旨を、「法体融即を取らず、故に三心を一信樂に撰して、涅槃真因唯以信心の旨を示す<sup>46</sup>」としている。つまり、「信樂」の中に「至心」と「欲生」とが撰在すると示している。また、この理解は、親鸞における「一心」の意義を考察した場合、「信文類」三一問答の字訓釈に、「信樂即是一心<sup>ナリ</sup>、一心即是真實信心<sup>ナリ</sup>。是故論主建言ニ『一心』一也<sup>ト</sup>」とある。この結文から窺えば、「三即一」の「一心」は「信樂」に統括されるべきものであるろう。

さらに、第五条（「不レ知ニ信疑分齊一失」）には、『帰命弁』が「信樂」を軽視して「欲生」を重視とする内容について、

五に不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>信疑分齊<sub>一</sub>とは、汝輩信樂を軽んじて欲生を重んずる者は、信疑分齊を知らざるが故なり、故に『信文類』三心を撰して一の無疑とし、これを以て機受の心要とするものに於て容易の看を作す、諸の経釈の中に信心と説くものに遇へば眉を顰め、欲生願生と説くものにあへば雀躍す、夫れ信疑分齊とは一家の至要なり、(中略)信何等の体ぞ疑何等の体ぞ、信何をか信じ疑何をか疑ふ、信云何が信じ疑云何が疑ふぞと推尋すべし、諸教所説の信疑分齊於<sub>レ</sub>是判然たり、今本願一乗特に信を以て宗要とす、ゆえに信疑対を以て法門を進退す、たとへば方円の規矩あるが如し、如何ぞこれを忽せにせん<sup>50</sup>。

とあるように、大瀛は「信疑対」について論じている。これは魏訳『無量寿経』に、

若有<sub>二</sub>衆生<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>疑惑心<sub>一</sub>修<sub>二</sub>諸功德<sub>一</sub>。願<sub>レ</sub>生<sub>二</sub>彼国<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>了<sub>二</sub>仏智<sub>一</sub>。不思議智。不可称智。大乘広智。無等無倫最上勝智<sub>一</sub>。於<sub>二</sub>此諸智<sub>一</sub>疑惑不<sub>レ</sub>信。(中略)若有<sub>二</sub>衆生<sub>一</sub>。明信<sub>二</sub>仏智乃至勝智<sub>一</sub>。作<sub>二</sub>諸功德<sub>一</sub>信心廻向<sup>50</sup>。

とあつて、「信疑対」は「明信仏智」と「疑惑仏智」との結果を示すために設けられたものである。

そして、大瀛は〈過失十条〉の後、

汝に問ふに、聞信は唯是れ法体にして非<sub>二</sub>機受<sub>一</sub>、願生彼国實に是れ機受欲生心ならば、汝が欲生心は不聞不信にして成ずとせんや、若し然らば即ち是れ不了仏智、疑惑不信、何ぞ報土の真因とならん、此中立<sub>レ</sub>驗、

⑦ (宗) 汝が欲生心は不<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>報土真因<sub>一</sub>、(因) 聞信非<sub>二</sub>機受<sub>一</sub>故、不<sub>レ</sub>了不信故、(喻) 如<sub>二</sub>胎生辺地因<sub>一</sub>、<sup>50</sup>

と論じている。すなわち、大瀛は「三支作法」用いて、性得の機の上に顕現する法徳は「信樂」によるべきものであるから、「欲生正因」説は成立しないことを指摘しているのである。

### 第三節 『金剛鉈』の論理―「顕過破」論法

寛政九（一七九七）年、智洞が安居において『無量寿経』を講じた際、「信樂」によって安心を定める者には、第一失…「許ニ違教ニ空ニ能説功ニ失」第二失…「令ニ祖教跡別途ニ失」第三失…「以ニ凡身ニ許ニ往生ニ失」第四失…「令ニ当流教導ニ途ニ失」の（四失）あるとしたことが『八番問尋』で語られている。

これに対して、大瀛は『金剛鉈』で、第一過…「破ニ斥宗祖ニ過」第二過…「自語相違の過」第三過…「誹謗正法の過」第四過…「断ニ絶仏種ニの過」の（四過）を挙げて過失を指摘していくのである。

その（四過）中、第二過…「自語相違の過」では、「顕過破」の論法を用いて「自語相違」の過失Ⅱ「不正論式」であると指摘するのである。この「自語相違」とは、「因明」にいう「三十三過」中の「宗九過」の一であって、「有法」（主辞）と「法」（賓辞）との体義が乖角するもの、すなわち、主張命題の前後名辞（「有法」・「法」）が互いに矛盾して一致しない過失のことである。

例えば、先に挙げた『入正理論』では、「自語相違者。如言我母是其石女」と、この「我が母は石女なるべし」という主張命題である「宗」それ自体が「自語相違」であるとしている。

宗（主張命題）…我が母は石女なるべし

右の如く、「我が母」（「有法」）ということをもって、「石女なるべし」（「法」）と主張するものは成立しないものであるとする。このように、前後の兩名辞が矛盾しているものが「自語相違」なのである。

さて、先の『八番問尋』には（四失）について、次のように記されている。

寛政九年大經講弁ニ就道岳質問并普濟答釈

附八番問尋

当夏於ニ学林ニ聴講仕候一人ノ云。御弁ニ曰。（中略）信樂ニ依テ安心ヲ定ルモノハ四失アリトナリ。

講義ノ四失ト云ハ。一念帰命廢棄スルノ失ナリ。其四失トハ。一許ニ違教空能説功ニ失。（中略）二令ニ二祖

教跡別途ニ失。高祖ハタノメトノタマハス。蓮師ハタノメト教ヘタマフト。若爾ラハ二祖ノ教導各別ナリ。何

ソ瀉瓶一味ノ法流ト名ン。況ヤ高祖ノ帰命トノタマフトハ。タノミ奉ルノ義ニ非スヤ。（中略）三以ニ凡身ニ許ニ

往生ニ失。（中略）四令ニ当流教導ニ途ニ失。

すなわち、智洞は冒頭において、

信樂ニ依テ安心ヲ定ルモノハ四失アリ

としているが、後の（四失）中、第二失・「令ニ二祖教跡別途ニ失」の箇所においては、

高祖ハタノメトノタマハス。蓮師ハタノメトヲシヘタマフト。

として、前述した内容と解釈が相違している。この二つの文脈に対して、大瀛は『金剛錍』で、

自語相違の過、汝云く、高祖は信樂の重、蓮師は欲生の重と、今復た云く、信樂に依て安心を定むる者は、

二祖の教導に異あらしむる失ありと、豈に自語相違に非ずや、世間浅近の事猶ほ自語相違を慚べし

と示して、それらこそが「自語相違」であると指摘しているのである。

第四節 『金剛錍』の破邪的真正言論

次に、大瀛は『金剛錍』―【下巻】において、「三業帰命」説について批判していく。そのはじめ（三業大過）では、さらに相手の過失を指摘するため、再び「三支作法」を用いて、『帰命弁』に対する批判を展開して、

此中立<sub>レ</sub>驗、<sup>⑧</sup>（宗）汝執<sub>レ</sub>帰命一念、忘<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>他力真実心<sub>一</sub>、<sup>（因）</sup>計<sub>下</sub>兼<sub>二</sub>用身口所作業<sub>一</sub>而成就<sub>上</sub>故、<sup>（喻）</sup>如<sub>二</sub>要門至誠心<sub>一</sub>、他力真実心見<sub>下</sub>兼<sub>二</sub>用身口所作業<sub>一</sub>而成就<sub>上</sub>、如<sub>二</sub>本願信樂<sub>一</sub>、又<sup>⑨</sup>（宗）汝三業帰命忘<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>報土真因<sub>一</sub>、<sup>（因）</sup>非<sub>二</sub>他力真実心<sub>一</sub>故、<sup>（喻）</sup>如<sub>二</sub>自力三心<sub>一</sub>、又<sup>⑩</sup>（宗）忘<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>順<sub>二</sub>本願<sub>一</sub>、<sup>（因）</sup>非<sub>二</sub>報土真因<sub>一</sub>故、<sup>（喻）</sup>如<sub>二</sub>雜行等<sub>一</sub>、又<sup>⑪</sup>（宗）忘<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>真宗相承実義<sub>一</sub>、<sup>（因）</sup>不<sub>レ</sub>順<sub>二</sub>本願<sub>一</sub>故、<sup>（喻）</sup>如<sub>二</sub>通途帰仏儀<sub>一</sub>、又<sup>⑫</sup>（宗）忘<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>真宗行者所修<sub>一</sub>、<sup>（因）</sup>非<sub>二</sub>相承実義<sub>一</sub>故、<sup>（喻）</sup>如<sub>二</sub>秘事法門<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>是汝所執具<sub>二</sub>諸過失<sub>一</sub>、故智者不<sub>レ</sub>愛<sub>レ</sub>之、我が所立の驗、因<sub>レ</sub>喻極成するが故に、汝が所執義已に壞すは。

として、「三業帰命」の過失を総合的に指摘している。

右の如く、（三業大過）以下の科段①・②（「就<sub>レ</sub>義觀察」・「就<sub>レ</sub>文觀察」）においても、同じく「三支作法」によって、『帰命弁』の「三業帰命」説に対して破斥している。そこで、次に続く各③・④・⑤（「就<sub>レ</sub>義觀察」・「就<sub>レ</sub>文觀察」・「就<sub>レ</sub>事觀察」）の科段それぞれについて確認してみたい。

第一に①（「就<sub>レ</sub>義觀察」）では、大瀛が『無量寿経』第十七・十八願の成就文の「宗義」について、(1)「大行」・(2)「聞信」・(3)「一念」・(4)「摂取」・(5)「所被」・(6)「本尊」に分科する中、(1)・(3)・(5)・(6)の各々四箇所、「因明」の論式が確認できた。

まず、はじめに㉑―(1)「就レ義觀察」―「觀ニ大行義」では、「南無阿弥陀仏」について、善導(六一三―六八一)の六字釈「歸命」・「發願回向」・「行」の三義と「必得往生」とを解釈した後、大瀛は次のように論示して、聞信一念往生決定する者は是れ法体本然の義にして機の造作に關るに非ず、若し不レ然者下々品苦逼失念の機云何ぞ往生を得ん、如レ是依ニ相承至教ニ觀ニ大行法体義ニ汝が羯磨(此翻レ業)造作の歸命を容るゝの地なし、故に知る、汝が所執不下与ニ名義ニ相應上、非ニ如実修行ニ此中立レ驗、<sup>⑬</sup>(宗)汝三業歸命応下無明由在(不了仏智、疑惑不信)、不レ滿ニ志願(不レ蒙ニ撰取、不レ得ニ往生)、不中与ニ名義ニ相應上、(因)不如実修行故、(喻)如ニ要門真門称礼念、我が所立驗義極成するが故汝が義則ち壞す<sup>56</sup>としてゐる。また、㉑―(3)「就レ義觀察」―「觀ニ一念義」には、

<sup>⑭</sup>(宗)汝が羯磨歸命は応レ非ニ他力真宗、(因)違ニ聞信一念義故、(喻)如ニ余羯磨(乞戒羯磨作法等)、又<sup>⑮</sup>(宗)汝が歸命一念は応レ非ニ歸命一念、(因)是れ羯磨故、(喻)如ニ余羯磨。(中略)若し身口意威儀整齐、羯磨歸命の如きは猶未レ及ニ行一念之分齊ニ安望ニ信一念ニ故、故に立レ驗曰く、<sup>⑯</sup>(宗)汝が三業歸命は応下不レ相ニ応本願一具中諸過失上、(因)遠ニ離信樂一念ニ故、(喻)如ニ雜修等と、上來觀ニ一念法相ニ竟る。(中略)<sup>⑰</sup>(宗)信一念義中には羯磨事相応ニ畢竟非有、(因)無ニ因縁ニ故、(喻)如ニ石女兒、又<sup>⑱</sup>(宗)他力一念中には自力欲生歸命相応ニ畢竟無一(因)相違法故に、(喻)如ニ火中水、(中略)取レ要言レ之、汝が三業歸命は非ニ信心決定、故に立レ驗論す、<sup>⑲</sup>(宗)汝が三業歸命は応レ不レ能レ蒙ニ仏撰取、(因)信心不決定の故に、(喻)如ニ余雜業行者、又<sup>⑳</sup>(宗)汝が三業歸命は応ニ是要門部類、(因)兼ニ雜身口擬レ成ニ生因ニ故、(喻)如ニ雜修人、真宗正義といふもの決して不ニ成立<sup>57</sup>

であるとしている。このように、真宗の正義は「信」の一念こそが機受の実相であることを明かすため、大瀛は右の④―(1)・(3)各々二箇所の引文で「三支作法」を頻繁に用いている。

次に、④―(5)「就レ義觀察」―「観ニ所被為義」<sup>①</sup>では、『帰命弁』が障縁の機について「意」のみとする説相は「運想三業」の自力「欲生」心のことで、本願一念の義ではないことを「三支作法」で、

<sup>②</sup>（宗）汝が障縁の機に於て唯意業を許すと云ふも其意業とは是れ運想三業の自力欲生心にして本願一念の義に非ず、（因）汝が輩素より他力一念の義を知らざるが故に、（喻）盲者の牆隙を闚ふが如し、奚ぞ室内の美を知ことをえん。（中略）況や最初帰命の一念をや、帰命の一念は如来永劫清浄真実の不行の所ニ莊嚴一何ぞ虚仮三業の偽飾を須ひん、唯須く、最下極促の機に齊うして入るべし、如来の撰取在ニ聞信一念ニ汝等勿ニ疑慮一我依ニ仏祖相承真説一観ニ本願所被義一、汝が羯磨帰命畢竟不可得故立レ驗論、<sup>③</sup>（宗）三業帰命の行者応レ非ニ本願一乗機一、（因）自異取ニ別途一故、（喻）如ニ定散諸機一、如レ是法中已に無く、機中亦無し<sup>59</sup>。

と示している。すなわち、大瀛は仏祖の真説に照らし合わせて本願所被の義を検討した場合、その概念に対する根拠を欠くものであるから、「三業帰命」の行者は本願一乗の機ではないことを指摘しているのである。

そして、④―(6)「就レ義觀察」―「観ニ本尊義」<sup>④</sup>には、「三業帰命」説を「本尊」と教義の観点から、

三業帰命とは無稽の盲談にして絶えて非ニ相承実義一故立レ驗論、<sup>⑤</sup>（宗）執ニ三業帰命一者応レ不能レ見ニ真仏身一、（因）捨ニ聞信一求ニ之形像一故に、（喻）如ニ觀想機一、上来観ニ本尊義一竟る、如レ是就ニ大行大信一成就文観ニ相承実

義ニ三業帰命の一念義不ニ成立一、就レ義觀察するに已に無し<sup>59</sup>



と「三支作法」を用いて論及している。つまり、『帰命弁』の「三業帰命」説は自力の所作を必要とするもので、その形像を見て自力「欲生」心を立てるような「三業帰命」の一念義は決してないとしているのである。

第二に㊸（「就レ文観察」）では、

若し如レ文取レ義以て三業帰命を成ぜん（中略）汝まさに無尽の形像を造るべし、三業帰命ただ忙しきことなきことをえんや、（中略）何ぞ身口羯磨を証せん、（中略）若し不レ然者本願何の句、何の義か是れ自力羯磨相なる、汝が所引の諸文是れ仏祖相承の金剛錮也、是を以て我が所立の義ますます明了、汝出して明証とするものは実に是れ三業帰命の盲見自滅の明証なるのみ、上来就レ文観察、他力真宗の文中には汝が所執の義畢竟無レ有、故立レ験論、<sup>㉔</sup>（宗）汝が三業帰命応レ非ニ妄情建立<sup>一</sup>、<sup>㉕</sup>（因）無レ文無レ義故、<sup>㉖</sup>（喩）如ニ十劫秘事等<sup>一</sup>、如レ是已に就レ義就レ文懇懃警覺す、然れども外人酔夢甚久、不レ能レ了ニ実義<sup>一</sup>故、更就レ事警ニ覺之<sup>一</sup>。であるとしている。すなわち、功存が『帰命弁』で所引する文からは、何れも「三業帰命」説が成立しないことを「三支作法」によって指摘しているのである。

最後、㊿（「就レ事観察」）には、

汝就レ義就レ文破レ我といへども我は事ありてこれを証するが故に三業帰命の義極成す、（中略）三業邪義の罪過を証驗する（中略）不レ覺ニ自陷ニ違宗過中<sup>一</sup>、（中略）自義の過を知りて仏祖の真実に義を見ることが得せしむ、但、汝等執深く改むるに憚るを以ての故に、文の繁重を顧みず義の詳明を要須す<sup>㉗</sup>。

として、「欲生正因」・「三業帰命」説は論理不成立であることを、大瀛は『金剛錮』において証明したのである。

## 結論

本稿では、大瀛の『金剛鉈』が論理の頂点であるという評価が与えられてきた意義を検討してきた。そこで、『金剛鉈』が有する個人的な歴史・教背景を十分に考慮していくことで、再び『金剛鉈』に伏在する重層的な意義を見出すことができると思われる。

そこで、第一章では真宗教学史と「因明」学とを併行して研究していく中で、その受容は江戸期に隆盛を極めていた。そうした真宗学匠による研鑽の姿勢が、後の「三業惑乱」という宗義論争において交わされる反駁書の一、大瀛の『金剛鉈』に「因明」の影響が与えられていることが示唆されてきた。

第二章では、「三業惑乱」の争点を概説して、功存の『帰命弁』に示される要点を挙げた。その『帰命弁』の論理構造を整理することで、『帰命弁』所説の「欲生正因」・「三業帰命」説の論点が明確となるものである。

そして、第三章では『金剛鉈』の論理形態について検討を行ってきたが、何れも大瀛は『帰命弁』の「欲生正因」・「三業帰命」説を破斥する各箇所からは、「因明」による「真能破」（「立量破・顕過破」という役割から、『金剛鉈』の論理構造を体系付けていたのである。これは『金剛鉈』の發揮であるといえる。その『金剛鉈』―【上巻】には、「立量破」―「三支作法」―七箇所、「顕過破」―「自語相違」―一箇所に確認できた。また、『金剛鉈』―【下巻】では「立量破」―「三支作法」―七箇所、「顕過破」―〇箇所と、『金剛鉈』全体で計二五箇所に「因明」が援用されていたのである。したがって、『金剛鉈』の論理構造は「因明」を意図して成立させた反駁書であるということができよう。

すなわち、大瀛の『金剛錮』が精緻なる論理で、『帰命弁』の「欲生正因」・「三業帰命」説に対する反駁書の頂点した評価は尤もであり、その論理の基底を成す一側面には「因明」があるといえよう。

このように「三業惑乱」の場において、「因明」が一翼を担っていたという事実が示されたことは、大きな要因として位置付けることができるのではないだろうか。また、これまで「宗乘」と「因明」とを関連付けた内容は、僅か武邑尚邦氏による研究が確認される程度であった。ところが、改めてこのような点からの一視座が提示できたということは、江戸―明治期の真宗教学史に更なる研究の展開を望むことができる。

ところで、義勇は『追難抄』で『金剛錮』に対して、「近就<sup>ハ</sup>宗意<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>芸陽<sup>ノ</sup>苜園<sup>ノ</sup>撰者<sup>ナ</sup>披<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>立破<sup>ス</sup>精密<sup>ナル</sup>誰敢<sup>テ</sup>間然<sup>セン</sup>是雖<sup>レ</sup>未<sup>ミ</sup>明<sup>ム</sup>施<sup>ニ</sup>三支<sup>ノ</sup>作法<sup>ニ</sup>通<sup>ニ</sup>達<sup>ス</sup>此道<sup>ニ</sup>而振<sup>ニ</sup>金錮<sup>ノ</sup>之所致<sup>也</sup>」と記していたが、これは本稿で確認してきたように、大瀛の『金剛錮』は「三支作法」による主張方法がされていたことは証明してきた通りである。

右の問題点を究明するためには、現存する『金剛錮』の異本等からの比較研究が必要となってくるであろう。その『金剛錮』の異本には、各々、編述の体裁や論拠に相違が認められることから、本来ならば、それらの修訂から『金剛錮』の検討が行われるべきであった。しかし、本稿では「因明」という枠組みの中から『金剛錮』を捉え直すことよって、そこに新たな評価を与えようと試みてきたことから、異本等からの比較研究にまで踏み込むことはできなかった。当然、『金剛錮』全体の比較研究を通じてこそ、よりその真価が論じられるものである。そこに、はじめて大瀛が打ち立てようとした教学の思索深化が明らかになるものといえよう。以上、今後の課題として研究を進めていくことにしたい。

【註】本稿では、引用元が旧字体の表記であっても原則として新字体で表記した。また、傍線・網掛け・括弧類を適宜補った。

「因明」の形式は、論証する命題としての「宗」、その成立理由である「因」、例証としての「宗」と「因」との関係を明らかにする「喩」から成立する。

武邑尚邦『因明学―起源と変遷』一六四―一六五参照

『帰命弁』は、明治三〇（一八九七）年八月に西村護法館から発行された刊本が活字翻刻本であるが、全四二頁中二一頁から三六頁分を欠いている。その他、「宝曆一四年」の刊本が六本、書写本が一本、知空『南窓塵壺』・峻諦『北窓偶談』・義教『閑寮壁聞』と合冊の形で荒尾元正寺から昭和五一（一九七六）年四月に発行された影印本が一本、龍谷大学大宮図書館に所蔵されている。これらの書誌情報・その他の事項については、殿内恒氏・他、共同研究「功存『願生帰命弁』の本文研究（一）―刊本の翻刻紹介―」（『仏文研』四八・一一二―一二七頁）、殿内恒氏、個人研究「功存『願生帰命弁』の本文研究（二）―『原稿本』の翻刻紹介―」（『仏文研』四九・九八―一〇〇頁）に詳しい。なお、本稿では影印本を用いたもので、丁数の表記はいずれもこれに従ったものである。道隱の『傍觀芸洛』に、「三業ノ規則タノミヲ正本トス、ムルユヘニ縦令コ、ロニタノミ奉ル信心アリトモ身口ノ威儀ヲソロヘタル覚ヘナケレハタノミシオホヘモナキモノナリトテ愚昧ノ輩ヲ説諫ヲ加ヘ急ニ引テ仏前ニ向ヒ合掌セシメ口業ニ一声タノマシメ竟レハ往生印可スル故ニ甚シキニ至テハ其頼ミシ年月日時マテヲ記憶セシメ然ラサレハタノミナヲシト云フニ至テハ皆是三業帰命ノ標相タノミヲ本トスルカユヘニ是ニ依テ他流他門ノ議難ヲ招クノミニ非ス自宗ノ人ニモ亦羯磨帰命ナリト題セラル、モ道理ノサス処ナリ諍論ノ基ナリコレヲ張ルモノ早ク改メスンハ安堵ノ日ナカルヘシ」（『傍觀芸洛』八丁左―九丁右）とあることで知られる。

大原性実『真宗願生論の展開』一三七―一三八頁

井上見淳「真宗史上における「越後法論」の位置づけ」（『真宗研究』六〇・二五〇頁）

大瀛の『金剛鉚』には異本が四種ある。これらの書誌情報・その他の事項については、井上善幸「大瀛『横超直道金剛鉚』と『浄土真宗金剛鉚（三巻本）』の対照翻刻」（『仏文研』四九・一三八―一四二頁）に詳しい。なお、本稿では『真叢』第一〇巻所収の『浄土真宗金剛鉚』を用いたもので、頁数の表記はいずれもこれに従ったものである。

『真全』五一・三九六下―三九七上

『追難抄』は、外題「因明追難抄」・内題「因明三十三過本作法纂解追難抄」とある。その『追難抄』の巻頭には、「維時文化十三歳次丙子初秋上旬奉」とあって、次に「命看護於大学覺八月朔日開秋講筵」と記されている。また、本書の奥書には「因明三十三過本作法纂解追難抄 丙子閏識」とある。龍谷大学大宮図書館「写字台文庫」

に所蔵されている。なお、丁数の表記はいずれもこれに従ったものである。

①『追難抄』一丁右一左

②宝観の著作として、代表的なものは『因明入正理論本義鈔』・『因明入正理論略量議』（以下、『略量議』）・『因明入正理論略量議玄談』（以下、『玄談』）がある。これら『略量議』と『玄談』は、主として快道（一七五一—一八一〇）の『因明三十三過本作法纂解鼓攻』と『因明入正理論疏量議鈔』からの抜粋によって構成されたもので、それを一冊にまとめたものが龍谷大学大宮図書館に所蔵されている。また、本書の奥書には「天保十五龍集辰年十月四日清書功畢沙門宝観」とある。なお、丁数の表記はいずれもこれに従ったものである。

③『玄談』二丁左—三丁左

④この「欲生正因」・「三業帰命」説とは、前者が「帰命」の心相の内容より、対して後者は、その表現について呼称したものである。

⑤『大正』一二・五九一上—下

⑥陳那（四八〇—五四〇年頃）の『因明正理門論』（以下、『正理門論』）のいうところ知られるが、漢訳に伝わらないので直接には世親の「因明」論式等は確認ができない。しかし、『正理門論』に「此之多言（宗・因・喻）」於論式等一説名三能立一（『大正』三二・六中）と同意の記述がみられる。

⑦『浄全』一〇・三一—三三四下

⑧『真宗史料集成』七・九九下—一〇〇上

⑨『真宗史料集成』七・三一—九上

⑩なお、この『親鸞聖人正明伝』については、その刊記において、「右正明伝一帙者、常楽台存覚師所撰也。贈之藏野州高田宝庫一矣。述作爾来三百余歳。于此視之人尠焉。其肖歎下其伝尚淪壁底一不行諸世上、寿之梨棗一広流人間一者如是。於虜護法之切也、其難哉。」とあるように、その著者は存覚であつて、存覚から下野国高田専修寺の宝庫に贈られて三百余年間、視る人が少なかったのが刊行したと述べている。しかし、玄智（一七三四—一七九四）が『非正統伝』において、これを偽作とする評価は一般的である。また、山田文昭氏は『親鸞聖人正明伝』を「その文勢の上からいふも固より存覚のものではない。殊にその内容が暗に高田の正統なることを示さうとつとめて居る点から見ると、後世、恐らくは徳川期に入つてから高田派の学徒が存覚に託して偽撰したもの」（『親鸞とその教団』一六頁）と評されたのが定説とされる所以である。だが、山田文昭氏はこの史料について、「徳川時代に成立した幾多の親鸞伝の中では可なり有力なる一つであつて明治の晩年までに出た親鸞伝は多少皆その影響を蒙つて居ないものはない」（『親鸞とその教団』一九頁）と述べているように、江戸期に真宗が承けた思想が窺える歴史的史料としては有力なものである。

⑪『龍谷大学三百年史』六一—五—六二—三頁

⑫中村元「因明入正理論解題」（『国訳一切経和漢撰述部（二三）論疏部』二七下—二八上）

22 『因明入正理論大疏隨聞書』の筆録者は、「泉州大島群長承寺村 正覺寺 無染」とある。  
23 道隱以前の安居の講本は凡て『因明纂解』で、これは『因明三十三過本作法纂解』の講義である。これは、当時の「因明」研究の風潮に乗じたものである。ところが、道隱の講義は『因明入正理論疏』の講義で、従来の過類研究をより根底的な『入正理論』研究へと進めている点は注意すべきものである。

24 『真全』六六・三九七下  
25 『真全』六六・五〇五下

26 海蔵の『浄土真宗僧宝伝』は、伝聞に終始して杜撰な点が多くあり、史料として全面的な採用はし難い。しかし、著者の出生地芸州地方の学匠においては、知友も多いことであることから、地方的の価値は非常に高いと評価されている。

27 村上速水「真実院大瀛和上略伝並著者目録」(『真宗学』一〇・八八上―九一下)、井上哲雄『真宗本派学僧逸伝』、海蔵『浄土真宗僧宝伝』、西方寺『静かにおもんみれば』・『大瀛和上実伝抜粹』、溪口廉造『真実院大瀛和上伝』、鳥鼠義卿『三業惑乱の始終』・『芸備の真宗学侶』、広島市編『可部町史』、また、大瀛の兄宏達の子孫にあたる今田三哲氏が大瀛和上事跡研究会でまとめた「大瀛和上略伝」(『静かにおもんみれば』三一―八頁)がある。

28 『真全』六六・四六七下

29 『浄真全』二・二五頁

30 『帰命弁』上・六丁右―六丁左

31 『帰命弁』上・一丁左―下・一丁右 (「第六門」問答…下・一丁右―一四丁左)

32 『帰命弁』上・一丁左

33 『帰命弁』上・五丁左―七丁左

34 『帰命弁』上・一三丁右

35 『帰命弁』下・六丁左―七丁右

36 『笑盲訣』は、寛政二(一七九〇)年に越中富山…紅屋伝兵衛・越中高岡…綿屋吉郎右衛門・美濃大垣…松浦善兵衛・(大阪書林)高麗橋一丁目…浅野弥兵衛、(京都書林)岩上仏光寺上ル町…木村八郎兵衛、醍井通五条上ル町…巽佐右衛門の出版者から発行されたものである。『笑盲訣』は、大谷派僧叡の『抉膜篇』・『帰命本願訣』に対して批判した書物である。また、本書の奥書には「寛政二歳<sup>庚</sup>五月仲旬」とある。龍谷大学大宮図書館に所蔵されている。なお、丁数の表記はいずれもこれに従ったものである。

37 『笑盲訣』一五丁左

38 『金剛錚』上・一二上―二八上

39 『金剛錚』上・三六上

40 『金剛錚』下・四三上―七九下

41 『大正』三二・一一上—中

42 村上專精『活用講述・因明学全書』一六四頁、湯次了榮『因明本作法講義』一四頁を参照に図示した。

43 また、「喩」は「同喩」と「異喩」とに分かれる。本稿では前者「同喩」の意において示したが、後者「異喩」とは、これから論証しようとする主張の「宗」の「法」とが無関係であって、またその主張の根拠「因」とも無関係である例喩の意味である。これは、側面から主張を論証するのに用いる作法である。例えば、「声は無常なり」では、「常なるものは凡て所作性のものに非ず」の命題と、その命題に対する実例、「虚空」などをいう。つまり、「所作性」という「因」が「無常」にのみ関係して「常」には全く無関係であること、「同喩」と「異喩」をもつて示したものである。

44 『金剛錍』上・四上

45 『金剛錍』上・一二下

46 『金剛錍』上・一五上

47 『浄真全』二・八〇頁

48 『金剛錍』上・一八下

49 『大正』一二・二七八上

50 『金剛錍』上・三一上

51 「因明」における過失は、『入正理論』に「宗九過」…「現量相違・比量相違・自教相違・世間相違・自語相違・能別不極成・所別不極成・俱不極成・相符極成」、「因十四過」…「四不成」…「兩俱不成・隨一不成・猶予不成・所依不成」六不成」…共不定・不共不定・同分異全不成・異分同全不定・俱分不定・相違決定不定「四相違」…法自相相違・法差別相違・有法自相相違・有法差別相違、「喩十過」…「同喩五過」…能立法不成・所立法不成・俱不成・無合不成・倒合不成「異喩五過」…所立法不遣・能立法不遣・俱不遣・不離不遣・倒離不遣」(『大正』三二・一一中—一二中)の計「三十三過」が挙げられている。

52 『大正』三二・一一下

53 『真全』七二・一四二下—一四三上

54 『金剛錍』上・三六上

55 『金剛錍』下・四三下

56 『金剛錍』下・四八下

57 『金剛錍』下・五五上—五七下

58 『金剛錍』下・六二上—六三下

59 『金剛錍』下・六五下

60 『真叢』第一〇卷所収の『金剛錍』では、「汝が三業帰命心レ非ニ妄情建立」となっているが、文脈並びに内容

からしてあり得ず誤記である。おそらく「汝が三業帰命応レ非レ非ニ妄情建立」が正しいと思われる。

<sup>61</sup> 『金剛錍』下・七七上―七八下

<sup>62</sup> 『金剛錍』下・七八下―八一上

【略号】

- ・『浄真全』…『浄土真宗聖典全書』
- ・『浄全』…『浄土宗全書』
- ・『浄土論』…『無量寿経優婆提舍願生偈』
- ・『真全』…『真宗全書』
- ・『真叢』…『真宗叢書』
- ・『大正』…『大正新修大藏経』
- ・『仏文研』…『仏教文化研究所紀要』
- ・『龍大論集』…『龍谷大学論集』

【参考文献】

〈史料〉

- ・義勇 『因明三十三過本作法纂解追難抄』(文化一三(一八三〇)年刊)
- ・功存 『願生帰命弁』(宝暦一四(一七六四)年刊)
- ・大瀛 『浄土真宗金剛錍』(寛政九(一七九七)年刊)
- ・大円 『笑盲訣』(寛政二(一七九〇)年刊)
- ・道隱 『傍観芸洛』(文化四(一八〇七)年刊)
- ・宝観 『因明入正理論疏略量議玄談』(天保一五(一八四四)年刊)
- 〈論文〉
- ・井上見淳 「真宗史上における「越後法論」の位置づけ」(『真宗研究』六〇・二〇一六年)
- ・井上善幸 「大瀛『横超直道金剛錍』と『浄土真宗金剛錍』の対照翻刻」(『仏文研』四九・二〇一〇年)
- ・武邑尚邦 「日本における因明研究―特に宝観の研究をめぐって―」(『龍大論集』三九四・一九七〇年)
- ・殿内恒 「功存『願生帰命弁』の本文研究(一)―刊本の翻刻紹介―」(『仏文研』四八・二〇〇九年)
- ・殿内恒 「功存『願生帰命弁』の本文研究(二)―『原稿本』の翻刻紹介―」(『仏文研』四九・二〇一〇年)
- ・村上速水 「真実院大瀛和上略伝並著作目録」(『真宗学』一〇・一九五四年)



〈書籍〉

- ・井上哲雄『真宗本派学僧逸伝』(永田文昌堂・一九七九年)
- ・大原性実『真宗願生論の展開』(永田文昌堂・一九六四年)
- ・武邑尚邦『因明学―起源と変遷』(法蔵館・一九八六年)
- ・村上專精『活用講述・因明学全書』(哲学書院・一九九一年)
- ・山田昭文『親鸞とその教団』(法蔵館・一九四八年)
- ・湯次了栄『因明本作法講義』(興教書院・一九二五年)
- 〈資料〉
- ・今田三哲『大瀛和上略伝』『静かにおもんみれば―大瀛和上ご遺徳鑽仰―仏恩報謝』(西方寺・一九九四年)
- ・教学伝道センター編『浄土真宗聖典全書』(二)宗祖篇上』(本願寺出版社・二〇一一年)
- ・西方寺『静かにおもんみれば』(西日本印刷・一九九四年)
- ・西方寺『真実院大瀛和上宝伝抜粹』(開興印刷所・一九三〇年)
- ・浄土宗典刊行会編纂『浄土宗全書』(一〇)宗義顕彰』(浄土宗典刊行会・一九三〇年)
- ・真宗叢書編輯所『真宗叢書』(一〇)『(興教書院・一九二七年)
- ・高楠順次郎編『大正新修大藏經』(三二)論集部全』(大正一切経刊行会・一九二五年)
- ・高楠順次郎編『大正新修大藏經』(一一二)宝積部下・涅槃部全』(大正一切経刊行会・一九二五年)
- ・溪口廉造編『真実院大瀛和上傳』(三宅鶴僊堂・一九一三年)
- ・妻木直良編『真宗全書』(五一)『(国書刊行会・一九七五年)
- ・妻木直良編『真宗全書』(六六)『(国書刊行会・一九七六年)
- ・妻木直良編『真宗全書』(七二)『(国書刊行会・一九七六年)
- ・鳥鼠義卿編『三業惑乱の始終』(立善寺・一九七一年)
- ・鳥鼠義卿編『芸備の真宗学侶』(飯田印刷所・一九六六年)
- ・中村元『因明入正理論疏解題』『国訳一切経和漢撰述部』(二三)論疏部』(大東出版社・一九八二年)
- ・平松令三編『真宗史料集成』(七)伝記・系図』(同朋舎・一九八三年)
- ・広島市編『可部町史』(広島市・一九七六年)
- ・龍谷大学編『龍谷大学三百年史』(龍谷大学出版部・一九三九年)